

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和33年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙保発第2号
令和3年3月12日
警察庁生活安全局長

指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について(通達)
指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第9号。別添参照。以下「改正府令」という。)が本日公布及び施行されたところであるが、改正の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)を「府令」という。

記

第1 改正の趣旨

近年における威力の強い空気銃の出現状況や指定射撃場の関係団体からの要望等を踏まえ、空気銃の射撃を行うことができる指定射撃場の種類に係る規制の見直し等を行うものである。

第2 改正の概要

- 1 ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとした(府令第2条)。
- 2 空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととした(府令第9条第3号)。
- 3 指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を2通から1通に削減することとした(府令第11条及び第13条)。
- 4 その他所要の改正を行った。

第3 運用上の留意事項

ライフル射撃場において新たに空気銃を射撃できるようにする場合は、府令第13条に基づき、記載事項変更届の提出が必要となるので、この旨をライフル射撃場に対して指導すること。

(別添 略)